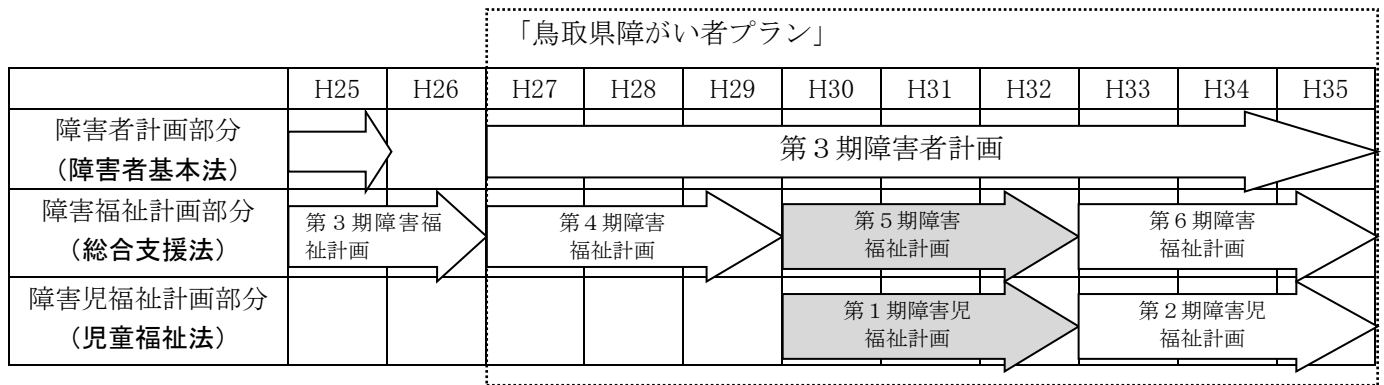


「鳥取県障がい者プラン」の改定について

鳥取県障がい者プラン(以下「プラン」という。)については、平成27年3月に策定(プランの期間:平成27年4月～平成36年3月)し、プランに基づく取組を進めていたところであるが、以下の事由により、平成30年3月にプランの改定を行った。

1 プラン改定の概要

- プランの期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間であるが、「あいサポート条例」の制定に伴い、現在進めている障がい者施策をより力強く前進させるため、プランの一部見直しを行った。
- プランは、障害者基本法第11条第2項に基づく「障害者計画」(計画期間9年間)、障害者総合支援法第89条に基づく「障害福祉計画」(計画期間3年間)及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「障害児福祉計画」(計画期間3年間)に該当する計画であり、プランの改正に当たり、定期の改定時期に当たるための「障害福祉計画」の見直し及び児童福祉法の改正に基づく「障害児福祉計画」の策定を行った。



2 改定の方向性

- 地域社会で障がいのある人が暮らすために障壁(バリア)となっている事由の解消を、様々な施策を通じて行うこととし、特に、関係機関や市町村等との協働を重視した。
- これまで進めてきた施策(例:障がい者虐待防止)の検証を行うことを明記するなど、施策のモニタリングや新たな施策を検討する場を明記・設定することとした。また、プラン策定後に一定程度進捗のあった事項については、ニーズに基づいた新たな課題設定を行った。(例:盲ろう者の実態把握→盲ろう者支援センターを核とした支援体制の確立)
- 障害(児)福祉計画に関する活動指標や成果目標(例:入所施設からの地域移行者数)については、一律に国の定める指針どおりではなく、地域の実情に合わせた現実的な目標設定をすると同時に、これまでの総括を記載し、今後取り組むべき施策等を記載することとした。

3 現在の動向を踏まえた施策の方向性の改定等(障害者計画の一部見直し関係)

障害者計画に該当する部分のうち、下表下線部分について、既に事業化し実施中の事項も含め、計画に明確に位置づけることにより、共生社会の実現に向けた施策を更に進める。

分野	取組内容(主な追記事項を記載)
①生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実(県自立協での相談支援体制の検討、意思決定支援ガイドラインの活用) ○障がい児支援の充実(障がい児の地域社会への参加・包容の推進、重度障がい児の支援体制の充実、医療的ケア児の協議の場の設置・支援体制の充実) ○サービスの質の向上等(適切な指導監査の実施) ○人材の育成・確保(相談支援専門員等に関する「人材育成ビジョン」の策定) ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成
②保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等(関係者の協議の場の設置、措置入院マニュアルに基づく対応、アルコール健康障害対策推進計画に基づく支援) ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療
③安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○防災対策等の推進(支え愛マップを活用した地域づくり、福祉避難所等での配慮、障がい者を交えた地域住民同士の交流促進) ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済
④情報アクセス・コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実(情報支援機器の研究) ○情報提供の充実等(視覚障がい者センターの設置) ○意思疎通支援の充実(盲ろう者支援センターを核とした支援施策の充実) ○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開(聴覚障がい者センターを中心とした相談支援体制の構築、ろう児者のサービス利用の拡大支援)
⑤生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の確保 ○公共交通機関のバリアフリー化の推進(UDタクシーを利用した地域づくり) ○公共的施設等のバリアフリー化の推進 ○福祉のまちづくりの推進
⑥雇用・就業等	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○工賃向上に向けた取組(共同受注体制の県全体への展開、各事業所の工賃や就労の状況に応じた効果的な支援の実施) ○年金・手当等
⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ○教育 ○文化・芸術活動の推進(東京パラリンピックを見据えた他の都道府県との連携、社会参加としての障がい者アートの場の活用促進) ○スポーツ等の推進
⑧差別の解消及び権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別解消の推進(障害者差別相談センターの設置、社会的障壁の除去、合理的配慮の提供への支援) ○権利擁護の推進(成年後見制度の活用推進) ○障がい者虐待防止の促進(虐待に関する検証・措置) ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
⑨あいサポート運動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動の推進(ヘルプマークの啓発普及) ○障がい及び障がい者理解の促進(障がい者に対する理解のための障がい当事者による学習会の実施等) ○ボランティア活動等の推進

4 プラン改定における成果目標等(障害福祉計画の見直し及び障害児福祉計画の新規策定関係)

平成 30 年度から平成 32 年度までの期間において、特に、施設入所者、精神障がい者、医療的ケアを要する障がい児者や発達障がい児者に関して、地域生活支援等に関する目標を設定。また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を定めた。なお、目標設定に当たっては、市町村の見込み量や国の基本指針を考慮し、地域の実情やサービス等の提供体制を踏まえて実態に合ったものとした。主な目標は以下のとおり。

分野	国指針	県計画目標
1 福祉施設から入所者の地域生活への移行促進	○施設入所者の地域生活への移行 平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行	現入所者数 1,018 人から 92 人以上(H30～32 度累計)
	○施設入所者の削減 平成 28 年度末時点の施設入所者の 2%以上を削減	現入所定員 1,018 人 → H32 度末 998 人 ▲20 人
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(新)圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など、保健、福祉、福祉関係者による協議の場を設置する。	県+圏域ごと
	(新)在院期間1年以上の長期在院者数の減少 平成 32 年度末時点の在院機関 1 年以上の長期在院者数を算定式に基づき算定した人数、減少させる。	279 人(65 歳未満) 571 人(65 歳以上)
3 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点(相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ対応、地域の体制づくりの集約等を行う拠点)等について、平成 32 年度末までに各市町村に少なくとも1つ整備する。	19(H32 度末) (各市町村に1箇所)
4 福祉施設から一般就労への移行促進	○福祉施設から一般就労への移行 平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。	毎年 138 人
	○就労移行支援事業の利用者数 平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増加する。	160 人(H32 度末)
(新)5 障がい児支援の提供体制の整備	○児童発達支援センターの設置 各市町村に少なくとも一箇所以上の設置。(圏域設置可)	H29 現在4→H32 度末7箇所
	○保育所等訪問支援 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	H29 現在4→H32 度末9箇所
	○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 各市町村に少なくとも一箇所以上の設置。(圏域設置可)	H29 現在2→H32 度末7箇所
	○主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保 各市町村に少なくとも一箇所以上の設置。(圏域設置可)	H29 現在3→H32 度末7箇所
	○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。(圏域設置可)	県1、鳥取市1、各圏域1 * 県では現在設置準備中
	○医療的ケア児者に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。	H29 現在0→H32 度末19人